

独立行政法人大学評価・学位授与機構試行的評価に関する検証委員会の会議の公開について（案）

平成 16 年 月 日
試行的評価に関する検証委員会決定

独立行政法人大学評価・学位授与機構試行的評価に関する検証委員会規則（平成 16 年規則第 25 号）第 9 条の規定に基づき、独立行政法人大学評価・学位授与機構試行的評価に関する検証委員会の会議の公開に関する取扱いを次のように定める。

（趣旨）

1 独立行政法人大学評価・学位授与機構試行的評価に関する検証委員会（以下「委員会」という。）の会議の公開の手続きその他委員会の会議の公開に関し必要な事項は、この申合せの定めるところによる。

（会議の傍聴）

- 2 委員会の会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、あらかじめ、独立行政法人大学評価・学位授与機構評価事業部評価第 1 課に申し出て、許可を得るものとする。ただし、傍聴人は、当分の間、次に掲げる者とする。
- 一 社団法人日本新聞協会に加盟する各社の記者
 - 二 社団法人専門新聞協会に加盟する各社の記者
 - 三 社団法人雑誌協会に加盟する各社の記者
 - 四 社団法人日本外国特派員協会に加盟する各社の記者
 - 五 各委員に随行する者
 - 六 その他委員長が認める者
- 3 前項の許可を得た者は、委員長が許可した場合を除き、会議の開始後に入場し、又は会議を撮影し、録画し、若しくは録音してはならない。
- 4 傍聴人は、前項に規定する行為のほか、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

（会議資料の公開）

5 委員会の会議資料は、原則として公開とする。ただし、委員長が、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると判断した場合についてはこの限りではない。

（議事録の公開）

6 委員長は、委員会の会議の議事録を作成し、原則として公開するものとする。ただし、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある部分についてはこの限りではない。